

飲食店などにおける消火器の設置基準が改正されました



平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市大規模火災の教訓を踏まえ、消防法が改正されました。

10月1日から面積にかかわらず、すべての飲食店に消火器の設置が必要となりました。

※延べ面積150㎡未満で下記のいずれかにあてはまる場合は設置不要。

・火を使用する設備や器具を設けていない。(※1) ・防火上有効な対策がとられている。(※2)

(※1) 飲食物を提供するため調理を目的とする、「火を使用する設備」または「火を使用する器具」が当てはまります。
(IH調理器は除きます)

例：備え付けのレンジ、フライヤー、かまど、ガスコンロ(設備)・カセットコンロ(器具)など

(※2) 使用するすべての設備に次のいずれかの装置があれば消火器の設置は免除できます。

1.調理油過熱防止装置 2.自動消火装置 3.圧力感知安全装置



消火器の設置後、6カ月ごとに点検し、1年に1回消防署への報告が必要となります。

○お問い合わせ 黒潮消防署 予防係 ☎44-2600

幡多広域消費生活センター便り

消費税率引き上げに便乗した詐欺に注意



事例

銀行の業界団体を名乗る男から、「消費税増税の関係で、高齢者に社会保険料の一部が戻ることとなった。通帳とキャッシュカードの番号を教えてください。お宅は4万円戻る」と電話があった。

(80歳代 男性)

ひとこと助言

- 社会的に話題になっているできごとを悪用し、言葉巧みに近づく詐欺手口が見られます。今後、消費税率の引き上げに便乗した手口の発生が予想され、注意が必要です。
- 金融機関や行政などが、消費税増税を理由に消費者個人に電話をかけてくることはありません。「お金が戻ってくる」などと言われても信用してはいけません。
- 着信番号通知や録音機を活用し、知っている人以外の電話には直接出ないということもトラブルを避ける1つの方法です。
- 不審な電話があったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の消費生活センターなどにご相談ください。消費者ホットライン「188」、警察相談専用電話「#9110」

国民生活センター見守り新鮮情報 第346号より

困ったときは、消費生活センターへご相談ください

【幡多広域消費生活センター】相談受付日時／月曜日～金曜日(祝日および年末年始を除く)

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ☎34-6301 FAX 34-6295

〒787-0012 四万十市右山五月町8番32号 四万十市立働く婦人の家1階

第57回

第7回

大方の秋まつりと黒潮町まるごと産業祭

【日時】11月10日(日) 午前10時～午後3時

【場所】土佐西南大規模公園体育館周辺(入野388)

町内の美味しいもの出店、芸能ステージなどお楽しみ満載。近隣のゆるキャラも応援にきてくれます。

※「大方の秋まつり」の作品展示は、11月9日(土)の午前9時から午後6時と10日(日)午前9時から午後3時に体育館で行います。

○お問い合わせ 本庁 教育委員会 生涯学習係 ☎43-0044・佐賀支所 海洋森林課 商工係 ☎55-3115